

不燃化セミナー ～防災・減災まちづくりフォーラム～

を開催しました！

開催日：平成28年12月3日（土） 開催会場：サンパール荒川

基調講演

登壇者 兵庫県立大学防災教育研究センター長
室崎 益輝 氏

講演タイトル 来たる災害に備える
～地域の皆さんが主役の災害への備え～



■基調講演の要旨

- 予想外の災害が次々に起こる現代で、その備え方のポイントがあります。キーワードは「減災」。これは被害をゼロにしようと思わず、少しでも減らそうという考え方です。
- 「事前に準備をする時間の足し算」、「自助+公助という人間の足し算」といった対策の足し算によって「被害を引き算」できるように備えていくことが必要です。
- 高齢者を助ける子供・若い世代が減るなか高齢者が自分で逃げられるよう健康を維持するようにすれば、これも防災になります。
- 普段から災害に備え住民同士で話し合い、防災について意識することが必要であり、災害時をよりリアルに想定した“地域の皆さんが主役の防災計画”を考えていくことが重要です。

まちづくりカフェの開催報告

11月11日に、「地域活動」や「防災」に興味があっても、なかなか第一歩を踏み出せないという方の声にこたえ、気軽に話し合える「まちづくりカフェ」を開催しました。その際の意見交換の内容を報告しました。



【テーマ】

- もしも自分が高齢者だったら・・・？
- お住まいのまちは安全・安心ですか・・・？
- 家族・地域でできることはなんでしょう・・・？

中学校防災部の活動報告

区内中学校防災部の活動報告を行いました。



参加された皆様からのご意見など

- 日頃の生活に追われ、防災、減災に対する知識が足りないことを痛感しました。
- 中学生の「助けられる人から助ける人へ」のモットーと取組みは大きな力になると思う！
- 地域の結びつきの大切さがいかに重要かと思いました。だからこそ、その地域の中でことが起こった時に何が出来るかを事前に話し合っておくことが大切だと思いました。

【住まいの相談会のご予約・お問い合わせ】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災街づくり係
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3（区役所北庁舎2階⑭窓口）
電話：03-3802-3111（内線2828） Fax：03-3802-4104



安全な未来へこのまちを

第39号

平成29年2月発行

発行 尾久地区防災まちづくり連絡会
荒川区防災都市づくり部 防災街づくり推進課

おくがわら版

防災まちづくりニュース

住まいの相談会を開催します！

様々なお悩みにお答えします！



路地の奥の敷地に築60年の木造建物を所有しており、建替えを希望しています。どのような建替えが出来るのでしょうか？



借地に老朽木造建物を所有しており、賃貸住宅に建替えようと考えています。どのような点に気を付ければ良いのでしょうか？

☆事前に4面に記載のお問い合わせ先までご予約いただきますと、当日のご案内がスムーズになります☆

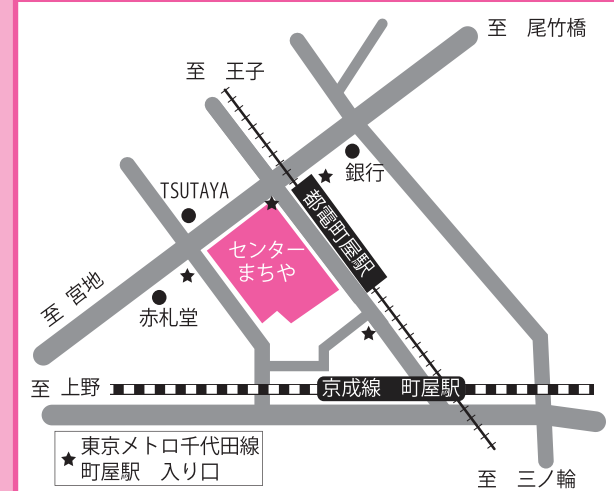
日時

平成29年
① 3月3日(金)
午後7時～9時30分
※受付は午後6時45分から午後8時30分まで

② 3月4日(土)
午前9時30分～12時
※受付は午前9時15分から午前11時まで

場所

センターまちや
4階会議室B



冒頭にミニ講座

『住まいの建替え手法～共同建替えについて～』を開催します！

荒川区には、狭小宅地や接道要件を満たさないために個別には建替えが難しい宅地が多くあります。このような場合には、ご近所数軒と一緒に建替えを行う「共同建替え」という手法があります。「共同建替え」は、室内で階段の上り下りがいらぬワンフロアの住まいが実現できたり、個別建替えに比べて資金負担を軽減できるというメリットがあります。今回は、共同建替えの事例をご紹介します、その仕組みや検討の進め方についてご紹介します。

関係町会の役員会で「不燃化特区内の防災性向上に向けた取組」を紹介しました



昨年 10～12 月にかけて、尾久地区内の関係町会(計 20 町会)の役員会の場をお借りして、不燃化特区に関する助成制度等についての紹介をさせていただきました。

当日の紹介事項や、関係町会の皆さんからの、助成制度や建替えルール(地区計画)に関する質問をご紹介します。

近年の地震災害(熊本地震等)・阪神淡路大震災の教訓

熊本地震など近年の地震災害による被害状況や阪神淡路大震災の教訓から得られた建物の耐震化の重要性についてご説明しました。



写真：熊本地震の建物被害



写真：耐震補強の有無による震災被害の検証

助成制度の紹介(建替え・耐震補強・家具転倒防止)

不燃化建築物への建替えや昭和 56 年以前に建築された戸建て住宅の耐震補強、家具類の転倒・落下防止器具の購入・設置に対する助成制度についてご説明しました。

助成制度に関する質問

■ 質問 ■

■ 回答 ■



老朽した木造の建築物を不燃化建築物に建替える場合、どのような費用を助成していただけるのですか？

除却費用の全額(上限あり)と、設計費及び工事監理費の一部になります。また、要件により建物の固定資産税・都市計画税も5年間全額減免になる場合があります。



築 40 年の賃貸アパートは耐震化助成の対象となりますか？

戸建住宅以外にも、要件に合う町会事務所や診療所、賃貸アパートも対象になります。



家具転倒防止器具の設置費用の助成は、器具だけの購入も可能ですか？

可能です。購入前に、まずは担当係までご連絡ください。
【防災課 ☎3802-3111 内線 418】

建替えルール(地区計画)

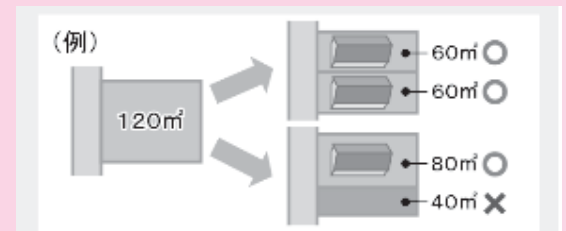
不燃化特区内には、防災性や住環境の向上を目的として、更に一步進んだ取り組みを行っている地区があります。

「尾久中央地区」など、不燃化特区内の4地区では、地元のまちづくり協議会と荒川区で検討を進め、建替えに関する地区独自の建替えルール(地区計画)を定めています。

建替えルール(例)

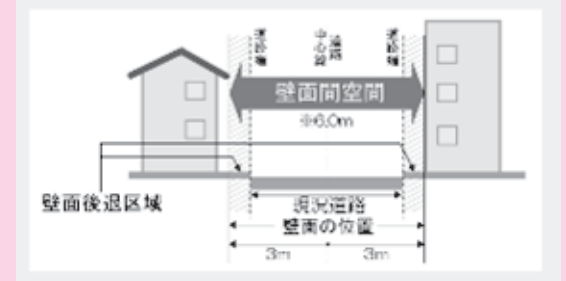
敷地面積の最低限度

敷地が細分化され、建物が密集するのを防ぐため、新たに分割された敷地面積が 60 m²(約 18 坪)未滿の敷地では建築できないと定めています。



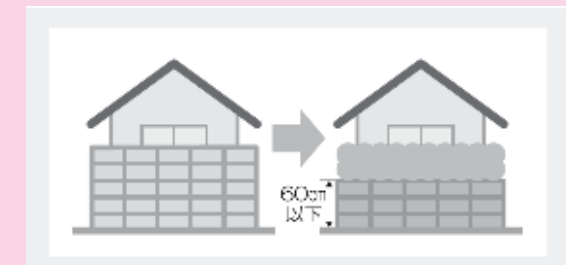
壁面の位置の制限

特定の道路において、緊急車両が進入可能な空間を確保するため、道路中心から 3 m の空間には、建築物や工作物(門・塀・広告物・自動販売機など)を設置できないよう定めています。



ブロック塀の規制

災害時における沿道の塀等の倒壊を未然に防ぐため、構造は生垣やフェンス等とし、コンクリートブロックを使う場合は、高さ 60 cm 以下と定めています。



建替えルール(地区計画)に関する質問

■ 質問 ■

■ 回答 ■



建替えルールは地域住民が定めるのですか？

地域住民の皆さんの意向を、区が取りまとめ定めます。



細分化防止の建替えルールに強制力がありますか？

細分化防止のルールに適合しないものは、建築工事ができなくなります。(建築確認申請が下りません)